



栃木県公報

平成30(2018)年
6月20日(水)
号 外
第 34 号

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定..... 1

告 示

栃木県告示第338号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30(2018)年6月20日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド
(通称名Methoxyacetyl fentanyl)及びその塩類
- (2) 2-({[2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ}メチル)フェノール
(通称名25I-NBOH、2C-I-NBOH)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成30(2018)年6月21日

(薬務課)